

京都市上下水道企業管理規程第13号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員が特別職に就任したときは、この規程の規定による退職手当の支給については、当該就任した特別職の前職を退職したものとみなす。

第2条の次に次の1条を加える。

(退職手当の額)

第2条の2 退職手当の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に、第3条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(退職手当の基本額)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「額」を「基本額」に改め、同項第1号中「給料月額(以下「給料月額」という。この号においては、定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められている定年から10年を減じた年齢以上であるものにあつては、退職の日における給料月額及び当該給料月額に100分の20以内の率を乗じて得た額の合計額)」を「その者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))」に改め、同項第2号及び第3号中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第6項中「職員が退職の日において」を「退職手当の基本額の計算の基礎となる給料月額は、職員が」に、「における給料月額は、」を「については、」に改め、同項を同条第8項とし、

同条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「に対しては、前2項」を「に対する退職手当の基本額については、前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「6級」を「5級」に、「に対しては、」を「に対する退職手当の基本額については、」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 在職期間中に、給料月額減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

3 第1項第1号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同号及び前項の規定の適用については、次の表の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号	給料月額	給料月額及び給料月額に100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額に、

4 職員の退職が第1項第2号又は第3号に該当する場合において、同項第2号又は第3号の規定により計算して得た額が、退職日給料月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

5 職員の退職が第1項第2号又は第3号かつ第2項に該当する場合において、第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定により計算して得た額が次の各号に掲げる第2項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28以上 特定減額前給料月額に59.28を乗じて得た額

(2) 59.28未満 特定減額前給料月額に第2項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第3条の次に次の1条を加える。

(退職手当の調整額)

第3条の2 退職手当の調整額は、その者の在職期間（他の任命権者の所属職員又は職員以外の地方公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。）その他別に定める者（以下「他の任命権者の所属職員等」という。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の他の任命権者の所属職員等としての引き続いた在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた他の任命権者等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。以下同じ。）を含むものとする。ただし、その者がこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間については、この限りでない。以下同じ。）の初日の属する月から末日の属する月までの各月（第5項に規定する月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 33,350円
- (4) 第4号区分 25,000円
- (5) 第5号区分 20,850円
- (6) 第6号区分 16,700円
- (7) 第7号区分 0

- 2 職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度等に関する事項に応じ、別表第2(1)又は(2)に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定により、退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 4 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 5 退職手当の調整額の算定において在職期間から除算される月は、次条第4項及び第5項の規定により除算する期間のうち、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。
 - (1) 育児休業（京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程に基づく育児休業をいう。以下同じ。）の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。） 退職した者が属していた職員の区分が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月
 - (2) 育児休業の期間及び京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第2号の規定による休職（結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。）の期間で3年を超えるもの（前号に規定する期間のあった月を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月が

ない場合にあつては当該期間に該当するすべての月

- (3) 前2号に規定する期間以外の期間（前2号に規定する期間のあつた月を除く。）

当該期間に該当するすべての月

6 次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、前各項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 退職した者で、その勤続期間が4年以下のもの

- (2) 前条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が10年以上24年以下のもの

第4条第1項中「算定」を「基本額の計算」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、同条第6項中「京都市職員の分限に関する条例」を「分限条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項に定めるもののほか、管理者が勤続期間の計算に算入することが適当でないと認めた在職期間は、これを除算することができる。

第5条第1項中「第3条」を「第2条の2から第3条の2まで」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条の2の規定による退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条の規定による退職手当の基本額が支給されない者

- (2) 第3条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの

第9条本文中「第3条」を「第2条の2から第3条の2まで」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第16条 退職手当の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000

円に切り上げるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2関係）

(1) 平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間の在職期間における職員
の区分についての表

第1号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において 職務の級が10級であった者
第2号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において 職務の級が9級であった者
第3号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において 職務の級が8級であった者
第4号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において 職務の級が7級であった者
第5号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において 職務の級が6級であった者
第6号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において 職務の級が5級であった者
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属し ないこととなる者

(2) 平成19年4月1日以後の在職期間における職員区分についての表

第1号区分	平成19年4月1日以後において職務の級が9級であった者
第2号区分	平成19年4月1日以後において職務の級が8級であった者

第3号区分	平成19年4月1日以後において職務の級が7級であった者
第4号区分	平成19年4月1日以後において職務の級が6級であった者
第5号区分	平成19年4月1日以後において職務の級が5級であった者
第6号区分	平成19年4月1日以後において職務の級が4級であった者
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附則に次の1項を加える。

- 4 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日京都市上下水道企業管理規程第11号）（以下「改正給与規程」という。）附則第9項の規定にかかわらず、この規程の規定による給料月額には、改正給与規程附則第6項から第8項までの規定による給料の額を含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（施行日前日額の保障）

- 2 職員が新制度適用職員（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの規程による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の京都市上下水道局職員退職手当支給規程（以下「旧規程」という。）第3条の規定により計算した退職手当の額（別に定める職員にあっては、別に定める額）が、新規程第2条の2から

第3条の2までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

（施行日後3年間の抑制措置）

3 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程等退職手当額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧規程第3条の規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）を新規程等退職手当額から控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 新規程第3条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

(2) 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

（適用区分）

4 新規程第3条第2項の規定は、施行日以後の在職期間について適用する。

（関係規程の一部改正）

5 京都市上下水道局職員の公益法人等への派遣等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「退職手当の」の右に「基本額の」を加える。

（上下水道局総務部職員課）